

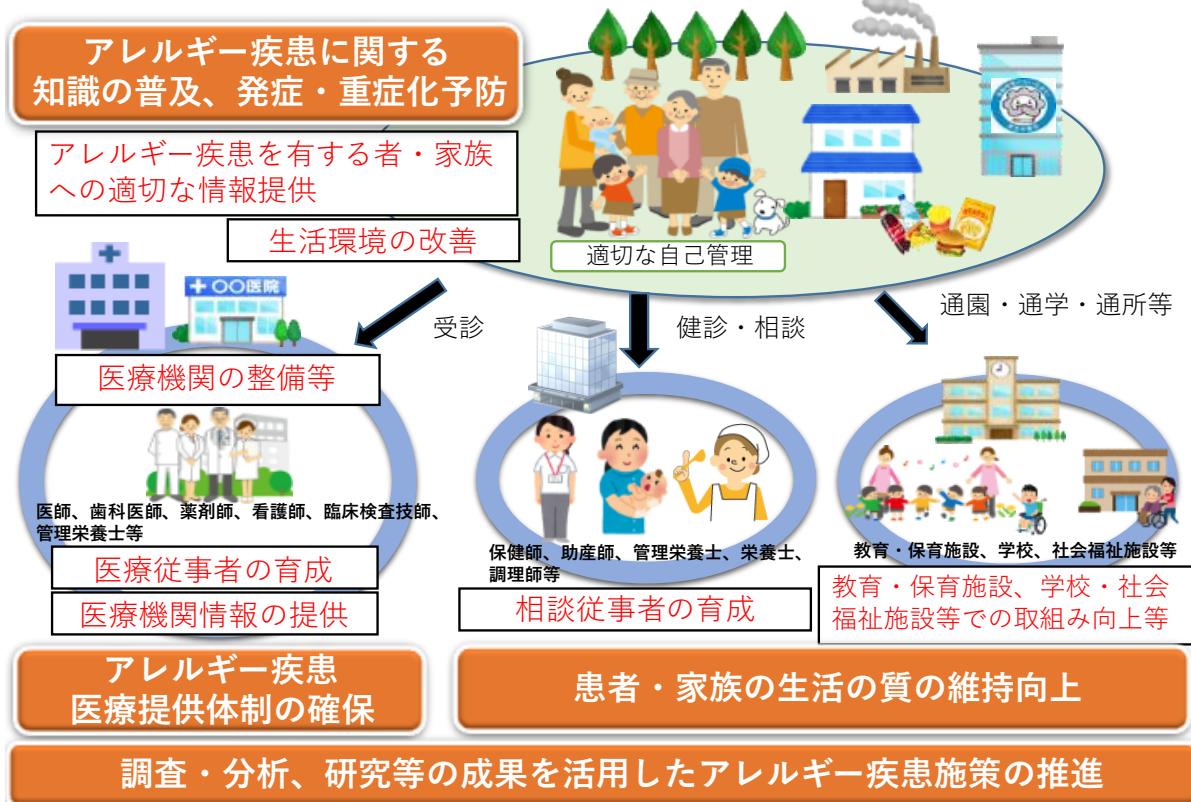
第3章

施策の方向性（基本的施策）

県では、アレルギー疾患有する者及びその家族が安心して生活できる社会を目指し、

- ①アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防、
 - ②アレルギー疾患医療提供体制の確保、
 - ③アレルギー疾患有する者・家族の生活の質の維持向上、
 - ④アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進、
- を基本的施策として推進していきます。

本県におけるアレルギー疾患対策について



基本的施策

第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防

アレルギー疾患有する者・家族に対する
アレルギー疾患に関する適切な情報提供

- 千葉県アレルギー相談センターにおける助言等
- アレルギー疾患有する者・家族等を対象とする研修会開催やウェブサイトの更なる充実
- 両親学級や乳幼児健診等における妊婦や保護者等への適切な情報提供

生活環境の改善

- 大気汚染の防止
- 森林の適正な整備
- 受動喫煙の防止
- アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実
- 室内環境におけるアレルゲン対策

第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保

医療機関の整備等

- アレルギー疾患医療拠点病院、地域基幹病院の整備
- アレルギー疾患診療連携体制の整備

専門的な知識及び技能を有する医師その他の
医療従事者の育成

- 医師に対する最新のアレルギー疾患医療に係る情報提供
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士、その他の医療従事者への研修

医療機関情報の提供

- ウェブサイト等を通じたアレルギー疾患診療に係る医療機関情報の提供

第3節 アレルギー疾患有する者・家族の生活の質の維持向上

アレルギー疾患に関する相談等に携わる
職種の育成

- 保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等を対象とする研修
- 国等が開催する各種研修会の周知等

教育・保育施設、学校、社会福祉施設等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上

- 職員に対する研修機会の確保等
- アレルギー疾患対策に係る各種ガイドラインを活用した体制整備の促進
- 給食施設への情報提供・助言等

教育・保育施設、学校、社会福祉施設等における緊急時対応の確立

- アナフィラキシーショックを起こすおそれのある児童生徒等に関する学校生活管理指導表等の消防機関等との情報共有の推進
- 拠点病院と連携した、市町村関係課や教育委員会等への助言支援

災害時の対応

- 関連部署、関連団体と連携した平時からの災害時に備えた備蓄等の推進
- 災害時に備えた啓発の推進

第4節 アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進

第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防

アレルギー疾患を適切に自己管理ができるよう、正しい知識の普及に努めるとともに、アレルギー疾患の発症・重症化予防のために生活環境の改善を図っていきます。

1 アレルギー疾患を有する者・家族に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供

- アレルギー疾患を有する者やその家族の悩みや不安に対応するため、「千葉県アレルギー相談センター」において、専門の医師や看護師等が、アレルギー全般に対応し、適切に自己管理を行い、適切な治療が受けられるよう助言等を行っていきます。また、拠点病院においてピアサポートによる電話相談を実施していきます。【疾病対策課】
- アレルギー疾患を有する者を含めた県民が、アレルギー疾患を有する者への正しい理解のための適切な情報にいつでも容易にアクセスできるよう、県ホームページ内「アレルギー相談センター」の専用サイトや拠点病院ホームページ内「アレルギー疾患情報サイト」において、各アレルギー疾患の説明、治療及び対処方法の説明等を紹介していきます。また、アレルギー疾患を有する者の自己管理の向上に資する、各種の学会等の学術団体や、公的機関のウェブサイト等を紹介していきます。【疾病対策課】
- アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、研修会の開催をとおして、アレルギー疾患を有する者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供に取り組んでいきます。
【疾病対策課・健康づくり支援課】
- 市町村保健センター等で実施する両親学級や乳幼児健康診査等母子保健事業において、妊婦や乳幼児の保護者等に対する適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供が実施されるよう、研修会等での情報提供に努め、市町村を支援していきます。
【児童家庭課】

2 生活環境の改善

(1) 大気汚染の防止

安心して暮らすことができる健やかな環境を守るため、良好な大気を保全し、化学物質による汚染を防止するため、工場・事業場等に対する汚染物質の排出削減指導、自動車排出ガス対策の推進、大気環境等の監視、大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発等の推進に努めていきます。【大気保全課】

(2) 森林の適正な整備

花粉飛散の軽減に資するため、スギ・ヒノキの花粉飛散を抑制するための技術開発に取り組むとともに、花粉対策品種への植替え等の森林整備を行っていきます。

【森林課】

(3) 受動喫煙の防止

受動喫煙の健康被害について県民へ啓発を行うとともに、健康増進法に基づき望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用する施設の原則屋内禁煙の徹底を図ります。

また、県民や事業者を対象とした説明会の開催やリーフレットの配布などにより法の周知とその対応を図ります。なお、禁煙治療を行っている医療機関の 情報を積極的に発信する等、喫煙者の禁煙を支援していきます。 【健康づくり支援課】

(4) アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実

県内で製造・流通する食品等について、アレルギー物質の検査を含む食品検査の充実を図るとともに、食品を製造・販売する施設への監視を実施し、アレルギー物質に関する適正な表示を指導していきます。

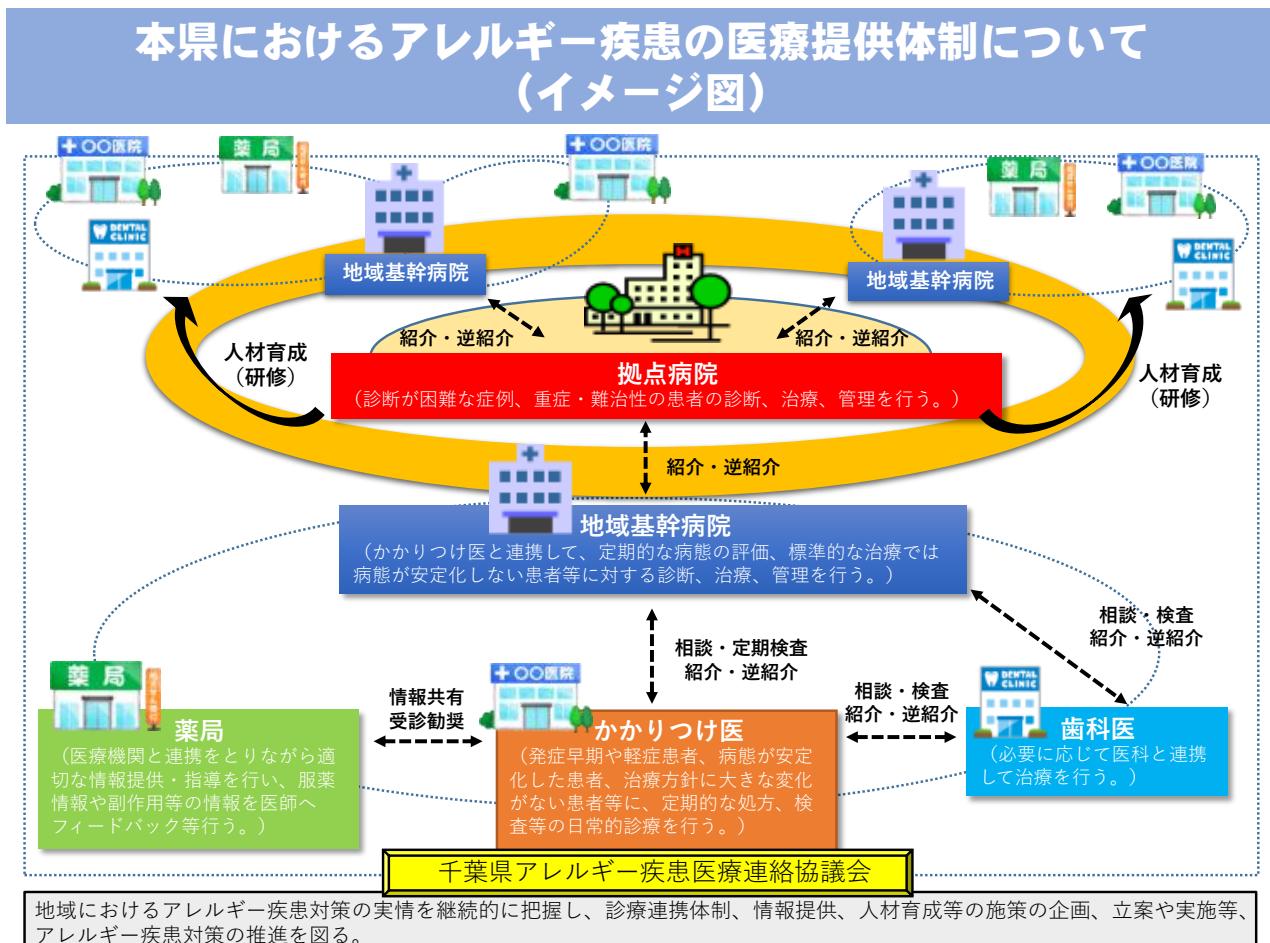
また、県民や食品関連事業者等からの相談にはワンストップサービスでわかりやすく説明し、食品関連事業者への研修会やパンフレットなどによる広報活動を行うことにより、適正な食品表示について普及・啓発を図るとともに、外食・中食における食物アレルギーの適切な情報提供に関する取組の必要性についても事業者等に対して周知を図っていきます。 【衛生指導課】

(5) 室内環境等におけるアレルゲン対策

アレルギー疾患に配慮した居住環境及び生活の仕方といった生活環境がアレルギー疾患に与える影響等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するため、ダニ、ホコリ、ペットのフケや毛等の室内環境等に関する相談に対し助言等を行う他、独立行政法人環境再生保全機構が発行するパンフレットやウェブサイト等を通じ、情報提供の充実を図っていきます。 【疾病対策課・衛生指導課】

第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保

アレルギー疾患有する者が、その居住する地域や世代に関わらず、科学的知見に基づく適切な医療を等しく受けられるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上及び提供体制の整備を推進していきます。



1 医療機関の整備等

(1) 拠点病院の整備

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携して、診断、治療、管理を行う拠点病院を整備していきます。【疾病対策課】

拠点病院の役割

①診療

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携して、診断、治療、管理を行う。

②情報提供

アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、患者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供に取り組む。また、千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会が企画する、患者やその家族に対する定期的な講習会や地域住民に対する啓発活動等に主体的に取り組む。

③人材育成

千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会での検討を基に、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修のみならず、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習の実施に、積極的に関与する。

④研究

学校現場でのアレルギー疾患対策の状況やアレルギー疾患の地域的特性等、都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析を行い、都道府県によるアレルギー疾患対策の推進を支援する。また、国が長期的かつ戦略的に推進する全国的な疫学研究、臨床研究等に協力する。

⑤学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、支援

県の各地域における学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、市町村の教育委員会や市町村の関係部局に対し、医学的見地からの助言、支援を行う。

(2) 地域基幹病院の整備

かかりつけ医と連携して、定期的な病態の評価、標準的な治療では病態が安定化しない患者等に対する診断、治療、管理を行う地域基幹病院を整備していきます。

地域基幹病院の役割

- ①かかりつけ医と連携して、定期的な病態の評価、標準的な治療では病態が安定化しない患者等に対する診断、治療、管理を行う。
- ②拠点病院が実施する事業に参加・協力する。

(3) アレルギー疾患診療連携体制の整備

○ かかりつけ医を中心とした適切なアレルギー疾患医療提供体制の推進

アレルギー疾患に罹患する患者数に鑑み、アレルギー疾患有する者が居住する地域や世代に関わらず、診療所や一般病院における身近なかかりつけ医のもとで、診療・管理ガイドラインに基づく適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、かかりつけ医を中心とした医療提供体制の整備を推進していきます。【疾病対策課】

○ かかりつけ医、地域基幹病院、拠点病院の診療連携体制の整備

定期的に専門医による病態の評価が必要な患者や、診療所や一般病院での標準的な治療では病態が安定化しない重症及び難治性の患者等に対する、かかりつけ医、地域基幹病院、拠点病院の間での診療連携体制の構築を拠点病院と連携して推進していきます。【疾病対策課】

2 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成

○ かかりつけ医が担うアレルギー疾患診療において必要な技能や知識等の習得を推進していくため、拠点病院や医師会等と連携して、医師に対して最新の科学的知見に基づく適切な医療についての情報提供を行うなど講習の機会を確保していきます。

【疾病対策課】

○ アレルギー疾患医療に携わる医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士、その他医療従事者の知識や技能の向上に資する研修を、拠点病院と連携して推進していきます。【疾病対策課】

3 医療機関情報の提供

アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技術を有する医療従事者並びにアレルギー疾患医療に係る提供機関の情報について、ウェブサイト等を通じ、患者やその家族、医療従事者向けに提供していきます。【疾病対策課・医療整備課】

第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上

アレルギー疾患を有する者・家族が、安心して生活を送ることができるよう、周囲の関係者がアレルギー疾患を理解し、適切な配慮や対応ができるよう、施設等の職員への研修や情報提供等を行っていきます。

1 アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種の育成

- 日頃アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見を得られるよう、拠点病院と連携して研修会の開催や助言等を行っていきます。【疾病対策課】
- 国が開催する研修会や、アレルギー関連団体が主催する講習会等への参加による自己研鑽を促すため、各関係機関を通じて広く参加の呼びかけを行っていきます。
【疾病対策課】

2 教育・保育施設・学校・社会福祉施設等におけるアレルギー疾患に対する取組の向上

- 職員等が食物アレルギー等について正しい知識を習得し、平時からのアレルギー疾患対応や事故防止、緊急時に備えた体制の確立を図るため、研修会の開催や各関係機関を通じた研修会参加の呼びかけを行っていきます。
【疾病対策課・子育て支援課・学事課・保健体育課・児童家庭課・障害福祉事業課・高齢者福祉課】
- 保育所等において、アレルギー疾患を有する児童が分け隔てなく生活を送ができるよう、厚生労働省が作成した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」等のガイドラインを周知し体制整備を促進していきます。
【子育て支援課・学事課・児童家庭課・障害福祉事業課】
- 学校においては、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づき、食物アレルギー対応方針やマニュアル等の策定・整備を行うとされていることから、各学校設置者（教育委員会等）、各学校及び各調理場による地域や学校の状況に応じた策定・整備に対して、適切な助言及び指導を行っていきます。

食物アレルギー対応を行う児童生徒に関する情報について調理員も含めた教職員間で

共有し、共通認識のもと、学校給食時のルールの決定や、児童生徒の誤食、症状出現時の緊急時について、具体的・確実に対応できる体制の整備をさらに進めていきます。

【学事課・保健体育課】

- 特に食物アレルギーへの対応が求められる給食施設の関係者に対して、定期的に実施している講習会や給食施設指導事業の巡回指導等の機会を活用し、適宜、アレルギー疾患に関する適切な情報提供、助言を実施していきます。

【健康づくり支援課・衛生指導課・保健体育課】

3 教育・保育施設、学校、社会福祉施設等における緊急時対応の確立

- アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーを引き起こした際に適切に対応するため、職員のアレルギー疾患に関する知識の習得やエピペン®を正しく扱うことを目的とした実践的な研修を定期的に実施するとともに、適切な医療を受けることができるよう、保護者の同意を得た上で、学校生活管理指導表等の情報を地域の消防機関に対して事前に提供するといった医療や消防等の関係機関との連携を市町村関係課や教育委員会等に促していくことなどにより、緊急時対応の確立を進めています。

【疾病対策課・子育て支援課・学事課・保健体育課・児童家庭課・障害福祉事業課・消防課】

- 施設が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、拠点病院と連携して、市町村関係課や教育委員会等に対し、医学的見地からの助言、支援を行っていきます。

【疾病対策課・子育て支援課・学事課・保健体育課・児童家庭課・障害福祉事業課・高齢者福祉課】

4 災害時の対応

(1) 災害時に備えた備蓄等の推進

- 一般被災者向けの食料に加え、乳幼児、高齢者、食物アレルギー疾患患者等の災害時要配慮者向けの食料について、備蓄や関係事業者との協定による調達により確保を図っていきます。 【防災対策課】

- 食物アレルギー疾患患者等、個別対応が必要となる災害時要配慮者向けの食料について、平常時における対象者への食料備蓄の周知や、災害時には、関係機関・団体

と連携し食料を確保し、必要な者へ提供できるよう対応を図っていきます。

【防災対策課・ 健康づくり支援課・ 疾病対策課】

(2) 災害時に備えた啓発の推進

災害時に市町村が開設する避難所を運営する際に、アレルギー疾患を持つ避難者が安心して避難ができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示することや、誤食事故防止のための食物アレルギーの対象材料が示されたビブスの活用等を示した「災害時における避難所運営の手引き」を周知し、市町村の避難所運営を支援していきます。

また学術団体や公的機関等が作成した災害時の備えに関するパンフレットやウェブサイト等を周知していきます。 **【危機管理政策課・ 疾病対策課】**

第4節 アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進

拠点病院が実施する、学校現場でのアレルギー疾患対策の状況やアレルギー疾患の地域的特性等、本県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析をもとに、アレルギー疾患対策を推進していきます。【疾病対策課】